

○山口大学における防衛省等が公募する研究課題への応募等に関するガイドライン

(平成29年5月9日規則第69号／平成29年5月9日教育研究評議会)

改正 平成30年4月17日規則第56号

1 目的

本ガイドラインは、研究活動の一環として本学職員が防衛省等(防衛省並びに防衛省と委託契約のある企業、大学及び研究機関をいい、海外の類似機関を含む。以下同じ。)が公募する研究課題へ応募又は参画する場合の取り扱いについて定めるものである。

2 取り扱い

- (1) 防衛省等が公募する研究課題への応募又は参画を希望する本学職員は、事前に学長に申し出て、その研究内容について許可を得なければならない。本学の許可を得ていないものは、本学の研究として受け入れない。
- (2) 学長は、前号の申し出に対する審査を行うため、委員会を設置する。
- (3) 防衛省等が公募する研究課題へ応募又は参画できる研究内容として許可できるものは、その研究内容が基礎的な研究であることが明確に判断されるもののみとし、軍事目的(防衛目的を含む。)の研究は、認めない。
- (4) その他知的財産等の取り扱いについては、学内規則に従う。

附 則

このガイドラインは、平成29年5月9日から施行する。

附 則(平成30年4月17日規則第56号)

- 1 このガイドラインは、平成30年4月17日から施行する。
- 2 第2項第2号に定める委員会で行う審査は、当分の間、役員会が行うものとする。